

人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例の一部を改正する条例・条文新旧対照表

○人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例（平成14年福岡市条例第59号）

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（定義） 第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) （略） [新設] [新設] [新設] 2 （略） （路上禁煙地区） 第20条 （略） 2 （略） 3 路上禁煙地区においては、何人も<u>道路上で、歩行中又は自転車に乗車中に喫煙してはならない。</u> [新設] 4・5 （略）</p>	<p>（定義） 第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) （略） <u>(5) たばこ 健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第1号に規定するたばこをいう。</u> <u>(6) 喫煙 たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。）を発生させることをいう。</u> <u>(7) 路上喫煙 不特定多数の者が通行し、又は利用する道路、公園、広場その他の公共の場所（屋外に限る。）において喫煙することをいう。</u> 2 （略） （路上禁煙地区） 第20条 （略） 2 （略） 3 路上禁煙地区においては、何人も<u>路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が定める場所を除く。</u> <u>4 市は、路上禁煙地区における路上喫煙を防止するため分煙施設の整備、標識等の設置その他の必要な措置を講じるものとする。</u> <u>5・6 （略）</u></p>